

横浜地方裁判所委員会(第7回)議事概要

1 日時

平成17年11月8日(火)午前10時02分～午後0時13分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員長】浅生重機，【委員】岩田好二，大久保智子，加藤隆，後藤ヨシ子，佐々木勲，佐々木善三，佐藤克洋，鈴木由美，竹内正顯，中村行宏，中村れい子，松尾昭一，山田直子(五十音順，敬称略)

(平原史樹委員は欠席)

(事務担当者)

横浜地方裁判所山崎学裁判官，同事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

4 テーマ

裁判員制度の国民への積極的な参加を実現するために，今後裁判所として広報活動を進めるに当たり，どのような点を考慮すべきか

5 議事 (発言者 / 委員長， 委員， 事務担当者)

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員(大久保智子委員，佐藤克洋委員，竹内正顯委員)自己紹介

(3) オブザーバーの参加について

前回に続き，山崎裁判官がオブザーバーとして参加することの承認を得た。

(4) テーマについて(発言 委員長 委員 オブザーバー，事務局)

はじめに，テーマについて事務局から説明をした。

その後，最高裁判所作成広報ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度が始まります～」を上映した。

裁判員制度広報については、裁判所も今年になって腰をすえて始めたばかりなので、成果が上がっているのかどうかをつかみかねる状況である。裁判員制度が国民のみなさんに認知されているのか、御意見をお聞かせいただきたい。

私は、個人的に関心を持っているので、裁判員制度が始まるということについては理解をしている。

自分の高校生の子どもは職業体験で裁判所を見学したことで、興味を持ったようだ。しかし地域での認知度は低い。こういった制度が始まるという認識はあっても、自分がどう関わっていくのか、司法がどう変わっていくのかについてはあまり高い関心はないと感じる。

私は、実際に役所で広報に携わっているが、裁判所の広報は、地方自治体の広報より手の込んだことをしていると感じた。ただ、一番重要なのは、裁判所がどれだけ開いて外に出て行くかだと思う。

自治体では、ごみの分別等生活に密着した広報が多く、街頭に出てグッズを配るなどを行っている。基本は庁舎の外に出て、グッズ等によって関心を持ってもらうことだと思う。

上映された広報ビデオを、行政と連携して、研修の場などで活用することもできる。こういう大事な制度は行政が窓口になって町内会や自治会にアクセスしていくことも必要かと思われる。

裁判員制度が始まるということは、ほとんどの方が知ってはいる。今後は、若い人たちがどの程度理解していくかが大事と思う。若者に訴えるには、制度の趣旨、効果、つまり裁判員制度があればどう変わっていくのかが重要である。

裁判員制度をなぜ作ったのか、裁判員制度により刑事裁判がどう変わるのかを理解してもらうにはどうしたらよいか悩んでいる。たとえば、外国では陪審員制度等があるが、同制度は控訴ができないので、裁判の中身として、

よい裁判になっているのかは検証できない。にもかかわらず、国民から陪審員制度廃止の声はない。我が国でも大正12年に陪審法が成立し、昭和3年から昭和18年まで陪審員制度を施行したが、戦争中でもあり、浸透しないで停止した。ただ、過去に陪審員制度を作った事実があるということは、国民の期待としては、司法に自ら参加するという気持ちが底流にあるのではないだろうか。裁判員制度は、80数年振りに国民の期待が実現したものである。国民にとって本当によかったということを理解してもらうには、やってみないと分からないと思われる。現に裁判員制度を行ってみて、経験された方がやってみてよかったと言って下さるとよい制度だという理解が深まると思う。抽象的な説明では、理解してもらうことは難しい。

裁判所で作成したパンフレットにはなぜ裁判員制度が必要かという説明がない。弁護士をしていると、裁判官だけではなぜいけないのかという質問も受けるが、時代と共に、職業裁判官の行う裁判が一般の感覚と違ってきているのではないか。裁判所では、その感覚がなく、基本的に変える必要がないと考えており、それが説得力のなさにつながっていないか。

裁判所は経費をかけてパンフを作っているが、それで国民が裁判所に目を向けてくれるだろうか。国民が病院や銀行に入るのと同じように裁判所にも気安く入って来てくれて、裁判所の日常や役割を理解してくれるようにならないといけない。

裁判所は司法制度を自分たち中心で行ってきたという自負があると思うが、職業裁判官が、もしかしたら自分たちに反省点があるのではないかという気持ちを持たなければ、裁判員制度を始めていけないのではないかと思う。

制度導入の効果があまりにも劇的だと、普通の人には、かえって気持ちが引くところがあると思う。ただ、大学での授業はおもしろくなければ存在感がないという風潮もある。そこで、裁判員制度も、効果があはつきりしない点も

あると思うが，広報にあたっては，効果があるという前提で行わなければならないと思う。

裁判所は，民事の裁判でさえ国民には縁遠い存在であるようだ。民事訴訟においては，訴えられた被告が，なぜ自分は訴えられたのかと思うという。また，最近の詐欺の一つとして，裁判所を利用した事件があるが，自分にとっては身に覚えのない件であるのに，要求に応じなければ裁判に訴えると脅迫されると要求に応じてしまう。裁判所がそんなにも恐れられるのはなぜだろうか。裁判所はよく言い分を聞いて，国民を守る役をしているはずなのだと思う。裁判を理解していただいて，裁判所と国民の間をもっと正常にするために，私どもは裁判員裁判に期待し，積極的に考えている。裁判員制度に参加していただくことで，裁判所と国民との関係の正常化が望めるのではないか。

これまで，行政の中にも係争に入ることを好ましくないとする風潮があった。しかし，行政と市民の立場が異なったり，利害が反するのは当然あり得ることで，最近では，淡々と，裁判も一つの機能であると考えられるようになってきている。ただ，司法は身近になっているものの，三権の中で一番国民に遠い存在であるということも確かである。関わらなければありがたいと思われてきた。そういう中で，裁判員制度は刑事裁判であるが，国民の中に裁判所が浸透していくことにつながればよいと思う。

また，フォーラムについて言えば，内容的に，裁判員制度の周知の面が強いと感じた。なぜこの制度が必要なのか，司法の機能を市民化するという意義が語られるとよいと思う。

ガイド付きツアー等体験型広報は，参加者の印象に強く残るが，人的場所的制約がある。

そこで，視聴覚媒体，印刷媒体，報道イベント等を通じて，視聴覚的に浸透させることができればよいと思う。リーガルサスペンスの中に，裁判員の

その後の人生ドラマを入れるのもよいと思う。

広報ビデオは、ホームページで動画配信されているのか。テレビでコマーシャルフィルムを流したりして、地域の広報媒体を利用して、地域に浸透させる方法もある。また、繰り返し行うことも重要である。

国民が司法に近づくと同時に、司法も国民に近づくべきではないか。従来、公平な裁判をするためには裁判官は国民に距離を持っていた方がよいとか、その必要があると言われていたと想像するが、司法関係の人が国民と距離をとる必要はあるのか。

これからは、裁判官は新聞へ寄稿をするなど、もっとマスコミに出るのはいかがでしょうか。裁判員制度広報のために、裁判官も国民と触れ合ったらよいのではないか。

裁判官の委員はその点いかがか。

裁判官になって30年以上経つが、取り巻く状況は変わってきた。例えば、法廷内のテレビ撮影があったり、裁判所もだいぶ開放的になってきている。ただ、若い人は違うかもしれないが、我々裁判官は、法廷外で裁判のことを言うものではないと言われていたので、マスコミでお話しするのは躊躇がある。

裁判官は弁明せずといわれており、裁判のことは無論だが、マスコミで話すことには抵抗があるかもしれない。

裁判員制度がよいとか悪いとかではない。裁判所と国民のどちらが近づくということではない。これまでの歴史の上で今があるということである。自分は、企業の経営者として、絶えず前向きにやるという気持ちがある。裁判員制度についても、平成21年までに導入されると決まったのであるから、それに向けてどうしたら裁判所と国民が互いに近づいていけるのか、皆がよりよい司法のあり方に参画して行けるにはどうすればよいのかを前向きに考えてはどうか。

確かに裁判所は縁遠くて避けて通っていたし、入るのも緊張していたが、委員として3年目になると、裁判所に入ることも自然になり、委員会で発言することも抵抗が薄くなった。自分のエリア外のものであっても、それをきっかけとして、同時に互いに近づいて、よいものを作るのが広報活動ではないか。法曹三者が共同して、パンフレットにあるように、不退転の覚悟で一体化して走る覚悟があるのであれば、自分も積極的に関わっていく。ただ、行政はどこでも同じような広報になってしまうが、企業であればもっと有意義な手法ができるのではないかと感じる。

模擬裁判員裁判に関わって、司法が身近になった。裁判員制度のブログを見ていると不安は二つに分かれる。法律の素人が参加する不安と、裁判員として参加するための社会環境の不安である。制度は啓蒙活動により浸透していくものであるが、企業等に対しても啓蒙活動を行うのか、個人企業や零細企業も含めての環境作りについて聞かせてほしい。法務省は企業を回ると聞くが裁判所としてはいかがか。

同じように市民が参加する検察審査会制度において、審査員に選定された方の雇用先の企業等に、事務局がきめ細かい説明を行って雇用主に御理解いただいている経験がある。今後具体的にいろいろ試みていかねばと考えている。

模擬裁判員裁判を経験して、司法は身近になったが、自分の性格もあるが、やはりやりたくないと考えてしまう。もし積極的に参加したいとしたら、例えばニュース等で聞いたときに、疑問を感じる裁判や、子どもが被害者で、犯人に前科があるのにどうしてこういう判断なのか、と思うようなときである。このようなとき、マスコミのいう裁判所と国民のズレを感じる。ただ、これは、裁判所側からの広報では無理があるのではないかと思う。しかし、司法は有効に機能していて、社会的に弱い立場にあっても、手続きをとればちゃんと扱ってもらえると感じた。

裁判は多種多様で興味深いものである。40年間裁判官をやってきて、どれひとつとして同じ裁判はない。裁判所のいろんな姿を国民に見ていただければ裁判所を理解してもらえらると思う。裁判所も、もっとオープンにしていきたい。

職業裁判官と市民の感覚のずれは、これまで感じていたものの、犯罪被害者の心理を考えてほしいとアピールすると、それは量刑が軽いという話になる危険もあり、テレビでもコメントしにくい。

今後、裁判員制度を導入してどうなっていくのかについては、証拠量を減らすのがよいのか等、非常に難しい問題を抱えている。今後の模擬裁判などでの検証の積み重ねが重要である。また、メディアを使用するの広報もすべきと考えつつ、宣伝すると量刑が重くなるのか軽くなるのか分からず、難しさを感じる。

私の年代は司法について教育があまりなされなかったもので、人前で話すことに抵抗がある。検察審査員は6か月という期間を共にするから、だんだんトレーニングされて意見を交わしやすいと思うが、裁判員はそのとき限りの顔ぶれであり、意見は出にくいと考える。そこで法教育が必要である。

弁護士会は法教育の一環として出前授業を実施している。結論を押しつけずにディベートをさせる等試みている。どこでも自分の意見を言えて、他人の意見も尊重できるようにならなければならないと思う。

外国では、「陪審員制度では、自分たちの仲間に裁かれるのだから、たとえ間違っても受け入れる。」という風土が国民にあるが日本にはない。このように、裁判の結果に対してもいろいろな考え方があり得るし、そういう前提の評議の仕方ができなければ裁判員制度は成功しない。評議に参加した裁判員の守秘義務もあまり強いしばりをかけると制度が浸透していかないと考える。導入してよかったかどうか、結果ははっきり出ないと思う。自分は、官僚的な今の司法制度に批判的な考えを持っているが、裁判を専門にやって

きた裁判官や検事にとって納得しがたい制度ではないかと思っている。そう簡単にいかない制度だと思う。

裁判所もサービス業であるから，見学や法廷傍聴に来る人ばかりでなく，日常的に裁判所に来る人に対するフォローが必要である。利用者にアンケートを取ってもらいたい。ちなみに，家庭裁判所ではアンケートを実施した。

委員会の開催が年に2回では，意見を言う機会が少ない。

準備会を作って，そこで正式期日外にも討議するという方法を考えてはどうか。

次回のテーマには，調停制度や，ADR の充実についても乗せてほしい。

(5) 次回期日

平成18年5月23日(火)午後2時から午後4時まで(大会議室)

(6) 次回のテーマ

「民事裁判の充実，迅速について」

以上